また、本市は平和都市宣言で核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、平和の尊さを広く訴えている。しかし近年、核兵器をめぐる国際情勢は厳しさを増しており、核兵器使用による人道上の影響を踏まえ、その使用防止と廃絶に向けた国際的な取り組みの推進がより重要となっている。

本年11月30日から核兵器禁止条約第1回再検討会議が開催される。日本には、核兵器使用がもたらす人道上の影響や被爆の実相を国際社会に伝える責務があり、核兵器のない世界の実現に向け、国に次の事項を強く求める。

1　核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を堅持するとともに、核兵器のない世界の実現に向けた取り組みを一層推進すること。

2　核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバー参加し核廃絶に向けた国際的な議論に積極的に関与すること。

三宅紀昭議員に対する懲罰動議

9月16日に行われた一般質問の中で、三宅紀昭議員は市長個人のしぐさや行為をやゆする発言をし、その発言の是非を協議した議会運営委員会において発言の意図の説明を求められた際、その件とは関係ない私的な場での議会運営委員会委員の会話内容や他の委員に対する第三者の評価に言及するなど議論の本筋からそれた発言をしました。これらの発言は地方自治法第132条の「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」および海老名市議会会議規則第145条の「議会の品位を重んじなければならない」という規定に抵触するので「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことを求めるという趣旨の動議が、9月18日に4名の議員から議長に提出されました。

懲罰動議は同規則の規定で委員会付託を省略できないため、定例会最終日の9月30日に懲罰特別委員会を設置して審査した結果、賛成多数で陳謝の懲罰を科すべきものと決しました。その後の本会議の採決でも賛成多数で陳謝の懲罰を科すと決定したため、同規則の規定に従い議会が決めた陳謝文を読み上げる方法により同議員が陳謝しました。

令和7年度決算に対する討論の概要

各会派を代表する5名の議員が行った討論の概要は次のとおりです。一般会計決算は本市初の不認定となり、地方自治法において市長は、「決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」とされています。

（金額の単位は円）

会計名	歳入決算額	対前年度伸率	歳出決算額	対前年度伸率	歳入歳出差引額
一般会計	64,518,111,585	12%	61,576,072,440	10.7%	2,942,039,145
特別会計	25,739,661,146	4.5%	24,874,321,591	2.6%	865,339,555
国民健康保険事業	12,077,179,167	0.3%	12,040,988,294	0.2%	36,190,873
介護保険事業	10,820,241,141	8%	10,326,913,131	5.9%	493,328,010
後期高齢者医療事業	2,831,122,238	9.9%	2,495,425,566	1.1%	335,696,672
公共用地先行取得事業	11,118,600	0%	10,994,600	0%	124,000
企業会計 公共下水道事業	4,227,140,404	△3%	4,595,603,104	△5.9%	△368,462,700
合計	94,484,913,135	9.1%	91,045,997,135	7.4%	3,438,916,000

政進会　反対

○一般会計に反対、他は賛成

令和7年度は中新田丸田地区内の道路整備、（仮称）大谷・杉久保地区公園の整備、障がい者ケアセンターの建設、全ての子どもが同じ場で共に学ぶフルインクルーシブ教育の環境づくりなどが進み、公私連携型保育所が開所し、4市での消防通信指令システムの共同運用も始まりました。子育て、障がい者支援、教育、そしてまちづくり第2ステージの基盤となる取り組みと成果を高く評価します。

一方、農業振興対策事業補助金のうち集出荷車両更新事業の執行手続きについては、適法ではなかったと考えています。この補助金は農業者の負担軽減と営農継続を支える重要な施策で、政策目的と事業の方向性は適切であったと評価しています。問題としているのは政策ではなく執行手続きです。農業者の方々の責任を問うものでもありません。

職員の皆さまが改善に取り組まれていることも存じ上げており、市の説明にも一定の理解をします。しかし、決算の認定は、行政の執行責任を市民に向かって解除する議決です。問題の執行手続きのもとで支出が行われ、再発防止策の策定と返還を求めることとされた補助金の返還もまだ完了していないため、その解除に加わることはできません。

不認定となっても今の事業は止まりませんが、市長がその議決を踏まえて措置を講じたときは、議会への報告と市民への公表が法律上の義務になります。市には内部統制の仕組みの再設計と組織の見直し、監査委員の勧告を踏まえた必要な措置など6点を求めます。改善を促す機会を十分に生かせなかった議会にも責任があります。再発防止と市政のさらなる改善を後押しし、市民の信頼を取り戻して市政を前に進めるため、一般会計は不認定といたします。



中新田丸田地区の完成イメージ